令和７年２月４日

各都道府県産婦人科医会　会長　殿

公益社団法人　日本産婦人科医会
会　　長　　石渡　　勇
がん部会担当常務理事　鈴木　光明

ＨＰＶワクチンのキャッチアップ接種の経過措置に係る周知資材等について

拝啓　時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃は本会の事業活動に対する深い御理解と御支援、御協力を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、令和６年 12 月 27 日にご案内いたしました通り、キャッチアップ接種の経過措置の対象者への再勧奨や、周知・広報のための資材（厚労省）が、最新の内容に改訂されましたので、お知らせ致します。

敬具

（参考）

・ＨＰＶワクチンのキャッチアップ接種の経過措置に係る周知資材等について

https://www.mhlw.go.jp/content/001389613.pdf

・ＨＰＶワクチンに関する広報資材を掲載している厚生労働省ホームページ「ＨＰＶワクチンに関する広報について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/kouhou.html

・リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「ＨＰＶワクチンに関する情報提供資材」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/leaflet.html

事　務　連　絡
令和７年１月 29 日

各（都道府県／市 町 村／特 別 区）衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

ＨＰＶワクチンのキャッチアップ接種の経過措置に係る周知資材等について

予防接種行政については、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「ＨＰＶワクチン」という。）については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を提供しているところです。

今般、令和６年 12 月 16 日に開催された第 59 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、キャッチアップ接種期間が、令和６度末までとされているところ、令和６年夏以降の需要の大幅な増加に伴い、メーカーにおいてＨＰＶワクチンの限定出荷が行われた状況等を踏まえ、期間中に接種を希望される方が接種機会を逃さないよう、令和７年３月末までに接種を開始した場合、令和７年度も残りの接種回数分の費用を公費で完了できるようにする方針が了承されました。当該結論を受け、令和７年１月 29 日に開催された第 60 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、関係法令の必要な改正手続きを進めていくこととなりました。

本経過措置については、令和７年３月末までに接種を開始する必要があることから、その対象者や保護者等への周知・広報を含め、円滑な接種の実施のために必要な対応を講じていただきますようお願いします。

また、実施にあたっては経過措置の対象者や期間については「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会におけるＨＰＶワクチンのキャッチアップ接種に関する議論について」（令和６年 11 月 29 日付け事務連絡）、実施に関する留意事項については「ＨＰＶワクチンのキャッチアップ接種に関する注意喚起について」（令和６年 12 月６日付け事務連絡）等も参考にしていただきますようお願いいたします。

引き続き、一人でも多くの接種対象者が正しい情報に基づいて、接種の検討・判断を行えるよう周知に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し本件に係る周知協力を依頼していることを申し添えます。

記

１．キャッチアップ接種の経過措置に関する周知について

本経過措置は令和７年３月末までに接種を開始する必要があることや、経過措置の期間は１年であること等を踏まえ、経過措置の対象となる方や接種が完了し

ていない方に対して、再度個別通知を行うこと等を検討していただき、確実な周知等に努めていただくようお願いします。

また、キャッチアップ接種の経過措置の対象者への再勧奨や、周知・広報のための資材について、以下のとおり作成しましたのであわせてご活用ください。

２．ＨＰＶワクチンに関するその他の情報提供資材

キャッチアップ接種以外のＨＰＶワクチンに関するリーフレットについても、最新の内容に改訂しておりますので、適宜ご活用ください。

【キャッチアップ接種の経過措置に関する周知資材】

資材１.キャッチアップ接種経過措置チラシ

資材２.キャッチアップ接種経過措置チラシ（横長サイズ）

資材３.高校１年相当のお子様及びその保護者向け　チラシ

資材４.高校１年相当のお子様及びその保護者向け　チラシ（横長サイズ）

資材５.キャッチアップ接種経過措置ロゴマーク

資材６.キャッチアップ接種リーフレット

【ＨＰＶワクチンに関するその他の情報提供資材】

資材７.ＨＰＶワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）

資材８.ＨＰＶワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）

資材９.ＨＰＶワクチンの接種に関係する医療従事者向けリーフレット

（参考）

・ＨＰＶワクチンに関する広報資材を掲載している厚生労働省ホームページ「ＨＰＶワクチンに関する広報について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/kouhou.html

・リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「ＨＰＶワクチンに関する情報提供資材」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/leaflet.html

以上